

インフルエンザ罹患届提出のお願い

社会福祉法人 聖愛会
なでしこ こども園

平成24年4月の学校保健安全法施行規則改正により、インフルエンザの登園停止の基準が「発症後5日(発熱の翌日を1日目として)を経過し、かつ解熱後3日を経過するまで」と改正されました。この幼児の登園基準について下記を参考にして頂き、登園許可書とインフルエンザ罹患届を合わせて、園に提出をお願い致します。

経過	発症当日 0日目	発症後 1日目	発症後 2日目	発症後 3日目	発症後 4日目	発症後 5日目 最低基準日	発症後 6日目	発症後 7日目
日付例	10月1日	10月2日	10月3日	10月4日	10月5日	10月6日	10月7日	10月8日
例1	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	解熱後 3日目	発症後5日 たっていない為 出席停止	登園可能	
例2	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	解熱後 3日目	登園可能

インフルエンザの「発症」とは、「発熱」の症状が現れた日の事を指します。日数を数える際には、発症した日(発熱が始まった日)を0日目として数えます。「解熱後3日を経過するまで」とは、解熱した当日を0日目と考え、次の日を1日目として3日を経過するまでという意味になります。その為、発症後5日目か解熱後3日の日付の遅い方が登園可能日となります。

----- きりとりせん -----

インフルエンザ罹患届

社会福祉法人 聖愛会 なでしこ こども園 殿

発症当日 0日目	発症後 1日目	発症後 2日目	発症後 3日目	発症後 4日目	発症後 5日目 最低基準日	発症後 6日目
月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日
解熱当日 0日目	解熱後 1日目	解熱後 2日目	解熱後 3日目	解熱後 4日目		
月 日	月 日	月 日	月 日	月 日		

上記の内容から、登園可能日は 令和 年 月 日です。

組 園児名

症状回復後、こちらの用紙に記入してから受診してください。受診する際にこの用紙を見せる事で、登園許可書に必要な情報を提供する事が出来ます。

医療機関担当者様

日頃より、園での対応へのご理解を有難うございます。お手数ですが、登園許可書の記入にあたり、上記の病状経過を参考にして頂けたらと思います。ご理解とご協力、ありがとうございます。